## 別紙2

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R1-46)

施策名	目標10-	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等								
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。									
達成すべき目標		東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。								
	区分		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度				
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	473,025	401,114	326,813	459,104				
大生の3年短 おに短生		補正予算(b) ▲ 42,450 ▲ 61,8		<b>▲</b> 61,810	133,536	-				
施策の予算額・執行額等 		繰越し等(c)	_等(c) 97,462 ▲ 1,828		▲ 124,042					
		合計(a+b+c)	528,037	337,476	336,307					
	執行額(百万円)		445,447	281,580	-					
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに 続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、2020年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(平成 29年11月・抜粋)									

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
	除去土壌等の仮置場等の 解消等	平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。 発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質 汚染対処特措法に基づき適切に実施している。令和2年3月末時点 で、除染特別地域においては156か所、福島県内の汚染状況重点調 査地域では404か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を 実施しているところである。 また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮 置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に 係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。 令和2年3月末時点で、除染特別地域においては116か所、福島県内 の汚染状況重点調査地域では410か所の原状回復が完了している。 福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者 による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年か ら専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に 伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証 事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で実 施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。		
	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	施策の進捗状況(実績)		
測定指標		福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表しており、これに沿って事業を進めている。	長期的な目標	
		用地については、令和2年3月末時点で全体面積の約73%に当たる約1,164haが契約済となっている。施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和2年3月には現在整備している全ての土壌貯蔵施設及び除染に伴い発生した廃棄物等を貯蔵する施設の運転が開始したことにより、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で、運転を開始した。輸送については、令和2年3月末までに、輸送対象物量約1,400万㎡(令和元年10月末時点)のうち累計で約668万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。福島県内で発生した除去土壌等の最終処分に向けた取組については、最終処分量の低減を図ることが重要であることから、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、福島県南相馬市及び飯舘村で除去土壌の再生利用実証事業を実施し、再生利用の安全性等の確認を進めている。これまでの実証事業で得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射能濃度はすべて検出下限値未満となっている。	中施備土搬門の除等及理蔵整去のび	_

/C III   1   2   1   1   1   1   1   1   1   1	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
仮置場から中間貯蔵施設へ の搬入量	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
	-	4.5万㎡	18.4万㎡	53万㎡	183.9万㎡	405.9万㎡	400万㎡	0
年度ごとの目標		5万㎡	15万㎡	50万㎡	180万㎡	400万㎡		

		年度ことの日標		5/5 M	15万 <b>m</b>	50万 M	180 /5 M	400万m			
		(各行政機関共通区分)	相当程度	 進展あり							
評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(判断根拠)	き状 表和か 去や2 〇 約得 保適況中し2所さ土周筋 「令66し除表」に点所のに壌辺で 192万。土に点が仮月仮「の環実 年年 122円のでは、120円	実調歳置末置除処境施 度別の のてし地へ等点の土方のて の末去 生福おですので、状象に響る 間で生 利島りに 側線 にいまる りにま りょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し	令和2年3月には404かどは、18年3月では、18年3月では、18年3月では、18年3月では、18年3月では、18年3月では、18年3月では、18年3月では、18年3月では、18年3日には、18年3日に	場等でで、おいますでで、おいますでで、おいますでで、おいますでで、おいますでで、おいますでで、おいますでで、おいますでで、おいますでは、 かいますでも かいます かいます かいます かいます ままり いっぱい まい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい	寺別地去た順島 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	いては156か所では156か所では156が悪いでは156が悪いでは、156が悪いででは、156が悪いでは、156が悪いででは、156が悪いでは、156が、156が、156が、156が、156が、156が、156が、156が	所、実 平 を 点 催立び い時り	NO。 B C 域	
	施策の分析	〇引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 〇引き続き、「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。									
	次期目標等への 反映の方向性	引き続き、除染により生じた ための取組を着実に進めて 中間貯蔵施設の整備及び	いくことが必	要であり、現	行の指標を維持	寺する。					
	学識経験を有する者の知 放射性物質汚染対処特措法 見の活用 容・再生利用技術開発戦略			法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減 各検討会等							
	政策評価を行う過程において使 用した資料その他の情報										
	担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任 (※記入は		川又 孝太郎(注 担当参事官) 鮎川 智一(環: 備担当参事官	境再生施設整	政策評価	実施時期	令和2	年9月	